解散公告

当法人は、平成二十八年九月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

鳥取県米子市富益町六五〇番地

特定非営利活動法人友愛子育ての森

清算人　友森　良民

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

山口県山口市小郡光が丘四番六号

有限会社西京堂

清算人　長井　雅晴

解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

長崎県西海市西彼町下岳郷二〇〇三番地

有限会社野田造園

清算人　野田　忠良

解散公告

当社は、平成二十八年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

宮崎県日向市新生町一丁目七九番地

株式会社ＫＦＤ

代表清算人　中山かずみ

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十一月十日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

長野県茅野市塚原二丁目六番一号

茅野市西茅野土地区画整理組合

代表清算人　五味　政義

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十一月十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

京都市中京区御幸町通御池下る大文字町三四八

ボンラトーネ京都御所南管理組合法人

清算人　金城　甫永

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十八年十一月十一日、埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

埼玉県富士見市大字鶴馬一八〇〇番地の一

富士見市土地開発公社

清算人　奥村　敬一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十八年十一月十四日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

鳥取県鳥取市用瀬町用瀬八三二

清算法人社土地改良区

代表清算人　安永　忠司

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十八年十一月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

広島県広島市東区光町二丁目一番一八号

広島県トラック厚生年金基金

代表清算人　大上　正治

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十八年十一月十八日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

広島県安芸高田市高宮町佐々部九八三番地二

清算法人高宮土地改良区

清算人代表　近藤　一郎

解散公告（第三回）

当組合法人は、平成二十七年十二月十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月七日

沖縄県宮古島市上野字野原四二六番地の一

農事組合法人宮古月桃生産協同組合

清算人　根間　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市稲穂三丁目五六番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　鈴木　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

事務所札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一　ＫＢＬＤ五階　鈴木一嗣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区宮町三丁目一四五番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区宮町三丁目二番三号　被相続人　亡　鈴木マサノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

宮城県富谷市あけの平二丁目二番六号―一〇一号

相続財産管理人　司法書士　小沼善太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市浜川町一七五番地三、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　安藤　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

群馬県高崎市江木町一四六四番地一

相続財産管理人　石川　鐵雄

第50期決算公告

平成28年12月6日　東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

株式会社日本設計

代表取締役　千鳥　義典

貸借対照表の要旨　（平成28年9月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,566,171	流動負債	8,076,971
固定資産	1,741,477	業務損失引当金	575,462
		その他	7,501,508
		固定負債	1,250,245
		役員退職慰労引当金	36,393
		瑕疵担保引当金	6,600
		その他	1,207,252
		株主資本	5,980,431
		資本金	100,000
		利益剰余金	5,880,431
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,855,431
		（うち当期純利益）	（267,831）
合計	15,307,649	合計	15,307,649